

県北広域振興局長告示第21号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和2年7月27日

県北広域振興局長 高橋 進

居宅療養管理指導

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0373200526	有限会社一戸調剤	いちのへ調剤薬局	二戸郡一戸町一戸字砂森55番地22	令和2年3月31日